

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全2枚）

新潟高教組 新教連確定交渉①速報

2024年11月6日 全組合員配布

10月30日（水）県庁501会議室で新教連確定期交渉が行われた。交渉冒頭遠藤議長（高教組委員長）は「賃金改定について当局提案がだされたが、内容について満足とはとらえていない。県勧告では時間外勤務月100時間超の教職員が128人（年間720時間超は286人）と記載があり、現行給特法下にある教職員についてこの数字はあってはならないと考えている。その重みを踏まえて交渉をお願いする」と任命権者としての責任を果たすよう強く求めた。

重点項目・主な回答は以下の通り。

○「査定昇給制度」「人事評価制度」の運用について

運用について全所属に充分周知すること、扱いについて変更のないことを確認

回答：

制度の主旨に沿って運用していく。今後も適切に実施されるよう校長を指導していく。

○「臨時採用教職員の賃金・諸手当・休暇制度等」

①60歳超の上限設定撤廃 ②非常勤講師コマ単価増額・一時金支給要件緩和

回答：

①号給上限については23年4月に60歳以上の方を除いて撤廃した。60歳以上の常勤講師の方の処遇については、他県状況等を踏まえ検討していきたい。

②24年度より2,620円と改定し、期末勤勉手当の支給要件を週15時間30分以上と緩和した。県立学校非常勤講師会計年度任用職員取扱要領等で定められた通り運用していく。

○「定年延長制度」について（処遇改善と働き方）

回答：

現在の運用について見直す場合には、説明すべきものは説明し、話し合うべきものについては話し合うということが基本的な姿勢であるということには変わりはない。

職務等については、役職定年により降任となる教職員を除けば、基本的には60歳前と同様の職務を担うこととなるが、それまでの勤務経験に照らし合わせ、適材適所で能力や経験を生かすことができるように留意していくことを考えている。

処遇と働き方については課題があるかなとは思っているが、現時点で示せるものは何もない。

○「暫定再任用制度」について（処遇改善と働き方）

回答：

給与水準および諸手当については、人事委員会において国および他の都道府県の取り扱いを

踏まえ、人事委員会勧告に基づく条例および規則において決定すべきものと考えている。人事委員会勧告では国に準じて暫定再任用職員等に対し、異動の円滑化に資する手当を新たに支給することとされたことから、勧告通り実施すべきものと考えている。

○「欠員・未配置」

回答：

未配置が生じないように努めているところではあるが、現状として多くの未配置が生じていることに痛切に責任を感じ、お詫び申し上げなければならないと感じている。

○「長時間労働是正」「勤務時間の上限方針」について

回答：

時間外 80 時間超教職員数について、4 月から 9 月までで小学校 855 人（月平均 2.5%）中学校 1971 人（月平均 10.4%）特別支援学校 25 人（月平均 0.3%）高校 531 人（全教職員に占める割合 2.8%）。とても多く、負担をかけているという認識。上限に関する方針を達成することは重要だと考えている。高校、中等教育学校の全職員の時間外・在校等時間の調査はすべて見ている。要因の中心は部活動である。部活動の在り方にかかる方針の徹底を管理職へ指導していく。

○「欠員及び休職者等に対する代替職員の未配置」解消に向けた具体策

回答：

10 月 1 日現在小・中学校未配置は 47 人。高校は欠員 2 校 4 人、未配置 5 校 5 人。教員採用選考検査における採用数の増加、県内および他県大学を訪問しての当県教員採用選考検査についての周知、すでに退職した教員への声かけ等による講師等の確保など、未配置の解消に向けてとりくんでいる。

秋選考については、多くの方に応募してもらっている。

○「ハラスメント防止」

回答：

10 月 22 日から 12 月 27 日の期間中でアンケート調査を実施中。その後調査結果をまとめ、結果を分析し、年度内に取りまとめとして示していきたい。

定年延長制度、暫定再任用制度の運用について、交渉団より実態と処遇があっていないと様々課題を投げかけたが、総務・義務・高校課長からは「課題として思っている」と発言されたものの、「それ以上のものは持ち合わせていない」との回答にとどまった。

欠員・未配置解消についても、探してはいるものの改善されていない実態が数多く組合に届いている。引き続き早期解消を求めるとともに、具体的な方策について追及していく。

業務削減につながるという働き方については具体がいっさい明示されず、引き続き県教委の姿勢を強く質していく。

課題整理を万全にした上で、次回 11 月 12 日（火）の交渉に臨んでいく。